



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年5月8日金曜日 第103号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則.....（漁政課）... 364

## 告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....（経営支援課）... 364

土地改良区役員の就退任の届出（3件）.....（中予地方局農村整備第一課）... 365

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 366

土地改良区の定款変更の認可（4件）.....（南予地方局農村整備課）... 366

## 規 則

### ○愛媛県規則第37号

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年5月8日

愛媛県知事 中村時広

#### 愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年愛媛県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
<p>（沿岸漁業改善資金の種類等）</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2・3 省略</p> <p>4 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災特財令第1条第1項各号のいずれかに該当するものに対して東日本大震災の後令和3年3月31日までに貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間に係る前3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	省略		<p>（沿岸漁業改善資金の種類等）</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2・3 省略</p> <p>4 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災特財令第1条第1項各号のいずれかに該当するものに対して東日本大震災の後令和2年3月31日までに貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間に係る前3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	省略	
省略					
省略					

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### ○愛媛県告示第516号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年5月8日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 日
イオンモール今治新都市	今治市にぎわい広場1番1外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	イオンモール株式会社 代表取締役 吉田 昭夫	イオンモール株式会社 代表取締役 岩村 康次	令和2年 3月1日	令和2年 4月22日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	イオンリテール株式会社 ほか53者	イオンリテール株式会社 ほか50者	令和2年 4月15日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第517号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市坂本地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年5月8日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	檜 山 敬 介	松山市窪野町1606
"	尾 崎 正 夫	松山市浄瑠璃町111 - 2
"	水 野 昌	松山市久谷町甲145 - 1
"	相 原 実	松山市浄瑠璃町818
"	井 口 清 尊	松山市浄瑠璃町1013
"	北 住 健 二	松山市窪野町577
"	北 野 順 三	松山市久谷町甲1684 - 3
"	棟 田 良 雄	松山市久谷町2221
"	高 橋 完 治	松山市窪野町1231 - 4
監 事	束 村 俊 之	松山市浄瑠璃町甲166
"	藤 原 道 春	松山市久谷町818 - 1
"	二 神 学	松山市窪野町甲353 - 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 野 精 作	松山市浄瑠璃町144 - 2
"	相 原 実	松山市浄瑠璃町818
"	原 順 二	松山市浄瑠璃町491 - 3
"	相 原 義 則	松山市久谷町甲521 - 2
"	光 田 和 弘	松山市久谷町甲395 - 1
"	谷 口 洋 介	松山市久谷町1762
"	米 田 千 沖	松山市窪野町乙21 - 1
"	二 神 学	松山市窪野町甲353 - 1

"	檜 山 敬 介	松山市窪野町1606
監 事	尾 崎 正 夫	松山市浄瑠璃町111 - 2
"	川 井 秀 一	松山市久谷町2205
"	北 住 健 二	松山市窪野町577

○愛媛県告示第518号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市小栗町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年5月8日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	友 澤 光 則	松山市小栗5丁目9 - 20
"	澤 田 悟	松山市小栗3丁目4 - 43
"	新 家 稔	松山市雄郡1丁目2 - 2
"	竹 嶋 秀 明	松山市小栗2丁目4 - 8
"	松 本 敏	松山市小栗7丁目10 - 39
監 事	澤 田 茂	松山市小栗3丁目4 - 40
"	神 野 邦 彦	松山市小栗6丁目8 - 5

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	友 澤 光 則	松山市小栗5丁目9 - 20
"	澤 田 悟	松山市小栗3丁目4 - 43
"	新 家 稔	松山市雄郡1丁目2 - 2
"	竹 嶋 秀 明	松山市小栗2丁目4 - 8
"	松 本 敏	松山市小栗7丁目10 - 39
監 事	澤 田 茂	松山市小栗3丁目4 - 40
"	神 野 邦 彦	松山市小栗6丁目8 - 5

○愛媛県告示第519号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市土居田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年5月8日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	今 井 俊 一	松山市土居田町511番地 1
"	本 宮 忠 数	松山市土居田町291番地 2
"	横 田 増 雄	松山市土居田町117番地 3
"	徳 永 伊豆男	松山市土居田町 8 番地 3
"	永 木 和 正	松山市土居田町470番地
"	本 田 和 良	松山市土居田町385番地 3

監 事	永 木 功	松山市土居田町537番地 2
"	武 田 穂 積	松山市土居田町382番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	今 井 俊 一	松山市土居田町511番地 1
"	永 木 功	松山市土居田町537番地 2
"	横 田 増 雄	松山市土居田町117番地 3
"	永 木 和 正	松山市土居田町470番地
"	本 田 和 良	松山市土居田町385番地 3
"	武 田 穂 積	松山市土居田町382番地 1
監 事	徳 永 伊豆男	松山市土居田町 8 番地 3
"	本 宮 忠 数	松山市土居田町291番地 2

○愛媛県告示第520号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年5月8日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
2 中 局 建（開）第 3 号 令和 2 年 4 月 24 日	伊予郡松前町大字神崎字石ノ元987番 5	松山市古川西 2 丁目16番29号 201号 大 野 寛 也 大 野 鈴 香

○愛媛県告示第521号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、西予市宇和町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年5月8日

愛媛県南予地方局長 河 瀬 利 文

○愛媛県告示第522号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、津島町中央土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年5月8日

愛媛県南予地方局長 河 瀬 利 文

○愛媛県告示第523号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、大洲市土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年5月8日

愛媛県南予地方局長 河 瀬 利 文

○愛媛県告示第524号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、瀬戸町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年5月8日

愛媛県南予地方局長 河 瀬 利 文